

## 道長・頼通時代の受領たち

——近江守任用——

久下裕利

### はじめに

近江国は大国で、琵琶湖を抱え経済交通及び逢坂の関など軍事の要地である。さらに平安時代後期では参議の兼国として、近江は同じ大国の播磨を圧え、一位となっていた。それを土田直鎮氏は、「公卿の兼国として、公卿の地位にふさわしいと考えられていた」とする言表にとどめている。<sup>注1)</sup>道長の嫡妻倫子腹長子頼通と二男教通にはともに近江守ではないが、元服後数年内に近江介に任用している(公卿補任)。摂関家嫡男の近江介任用の意図は奈辺にあったのだろうか。近江に摂関家領があるからというだけの理由ではあるまい。

一方、摂関家に経済的奉仕を主体にして密着する〈家司受領〉という主従関係が隆盛するのも道長・頼通時代の特徴であり、その多くが近江守に補任されている。徴税によって国家財政を支えるはずの受領の寄進による摂関家領の拡張が、受領の私的収奪による蓄財の黙認という相関を導き出

すのは、受領功過定<sup>注2)</sup>に於ける摂関家の発言力に依存する受領側の癒着の結果でもあって、それがまた荘園管理の多様性を産み出していく。<sup>注3)</sup>そうした相互の利益利権循環が、受領を家司化することより、むしろ家司を受領化していき、忠実で安定的な摂関家への奉仕形態として機能したのが、道長・頼通時代の〈家司受領〉であると理解している。

この期に於ける家司受領が近江守となった例を藤原知章をはじめとして悉に挙げて検討したのは泉谷康夫氏だが、摂関家家司がこの十一世紀前半に連続して近江国の国司となったことを大番舍人の成立と関連づけ、「近江国が摂関家大番役を差配するのに最も適した国であったといえる」とし<sup>注4)</sup>た。

このように近江国は常に先進化すること、ことさら注視される訳で、大津透前<sup>注5)</sup>掲書でも大和王権の帰化人による植民開発の地でありながら、伝統的地豪族の支配もあり、その折り合いの中で、畿外であっても国家財政基盤に関わる畿内の要国として説かれていて、まさに「近江国者宇宙有名之地也。地広人衆、国富家給」(藤氏家伝下巻)地なのであった。

## I 摂政藤原兼家と左大臣源雅信

寛和二年（九八六）六月二十三日、右大臣藤原兼家は花山天皇を策謀によって退位に導き、娘詮子腹で七歳の一条天皇を踐祚し、翌日摂政に補任された（日本紀略）。次いで同七月二十日に除目を行い、兼家は右大臣を辞して、大納言藤原為光をその後任に補し、摂政のみの身分となったのである。

兼家が目論んだ摂政の立場とは、恩義ある太政大臣藤原頼忠を排することなく、また円融天皇以来の忠勤な左大臣源雅信を温存しつつ、兼家の意向を反映する円滑な太政官運営の補佐役として異母弟為光を配しての国政の決定権と執行権の両面を保有する最高位としたと、山本信吉氏は説いている<sup>注(6)</sup>。そうした道長の実父兼家と岳父となる宇多源氏雅信の《近江》執心の一端をひとまず確認することからはじめたい。

『蜻蛉日記』中巻、天禄元年（九七〇）七月頃、中納言兼家（四十二歳）の女性関係として同年五月に亡くなった摂政太政大臣小野宮実頼の召人のひとり「近江」の名が侍女の口の端にのぼった。その後、兼家はこと繁く通ったようで、天延二年（九七四）には女兒が誕生する。その「近江」が産んだ女兒は、のちに三条天皇の女御となった<sup>注(7)</sup>。綏子と推定されるから、綏子の母である「近江」は藤原国章女ということになる。

その国章女が何故「近江」と呼称されたのか、その理由を史料によって分明にすることはできないが、大納言兼家が頼忠によって源雅信の後を襲う右大臣に拔擢された天元元年（九七八）当時、国章は大宰大式であった。大式は受領の最高職と考えられるから、兼家の経済的支援としても有効な

持ち駒として機能していたと思われる。道長の家司受領であり、二度も近江守に補任された知章の兄である国章がいきよに大式に登りつめたとは考えられないから、近江守として任用されていた頃、その娘が実頼の召人となったとすれば、「近江」と指呼される理由として穏当な仕儀となろう。のちに述べることになるやはり道長の家司受領のひとりである藤原惟憲も近江守、播磨守を経て、治安三年（一〇三三）、大宰大式となっている。さらに『源氏物語』でも頭中将が内大臣となった頃、劣腹の娘という近江の君の出現をみ、摂関家の子息の若き日の放蕩ぶりを想定させるが、その関係をもった女が近江守あたりの娘というのも、単なる色好みの粹狂というのでは済まされない史的背景が看取されてこよう。

天曆三年（九四九）から近江守で、天徳二年（九五八）からは近江権守でもあった源雅信も、若き頃近江守の娘と関係をもった、というよりも室とした。『尊卑分脈』に拠ると雅信の息時と済信には母として源公忠女と記す。公忠が近江守であったことは『公忠集』でも明らかである。それは『三十六歌仙伝』に拠れば、天慶四年（九四一）三月の補任であった。

賜姓源氏の左大臣雅信に対しては、頼忠を太政大臣にとどめ、為光を右大臣とすることで牽制したが、その長男時中を兼家の息道隆や道兼に対する異例の昇進の如く、時中を昇進させたのは、その代償とも思われる兼家の配慮といえよう<sup>注(10)</sup>。時中の系譜は息済政が道長の家司で近江守となるが、孫資通ともども管弦の才でも名の知られるところとなっている。

さらに兼家は太政官運営を直接的に掌握するために実務担当の中樞である弁官の人事に参与して、家司である藤原懐忠、藤原有国（在国）そして平惟仲を任用し、昇進を急いだことが、また山本信吉氏によって指摘されている<sup>注(11)</sup>。『栄花物語』に「左右の御まなこ」<sup>（巻三）</sup>（<sup>注(11)</sup>）として兼家

が特に目をかけていた有国と惟仲に関して確認しておく、前者は兼家が摂政となった寛和二年（九八六）八月に左少弁に任ぜられ、右中弁、左中弁を経て、永祚元年（九八九）四月には右大弁に昇り、後者は永延元年（九八七）七月に右少弁となり、同じく右中弁、左中弁を経て、正暦元年（九九〇）八月右大弁に至っていて、二人はともに三・四年で少弁から大弁へと異例の昇進をとげている。山本氏が「兼家がこの二人を中心に弁官局を掌握していたことが推察される」とする所以である。

有国・惟仲のような二人の側近に支えられる例は、『源氏物語』にも造型されていて、光源氏に近侍する惟光と良清である。惟光は大弐の乳母子で従者として若き頃には源氏と行動を共にするが、良清は源姓で須磨巻に「親しき家司」と設定され、のちの少女巻では「良清、今は近江守にて左中弁なるなん奉りける」と、近江守兼左中弁となる。前記した源公忠は近江守兼右大弁でもあったから、物語の人物造型（出自・昇進・役割）に史実が忠実に撰り入れられているとも考えられる。論を元に戻すことにする。

しかし、こうした家司たちの弁への任官ばかりではなく、寛和二年（九八六）には雅信の嫡妻藤原朝忠女（注13）つまり穆子腹の時通も右少弁となり、永延元年（九八七）十一月には出家した時通に代わって異腹の兄弟である扶義（注14）が右少弁に任ぜられ、左少弁を経て、正暦元年（九九〇）には左中弁となっている。扶義は同時期藏人でもあったため太政官政務の掌握を強化する意図で兼家に重用されたようである。前記した時中と同じく雅信の子息たちへの異例の配慮は、積極的な兼家側への取り込みとも考えられるところとなる。それを結果的に促したのが他ならぬ道長と穆子腹倫子との結婚であった。

『栄花物語』（卷二）（ひまわりのまのよのこび）に拠ると、雅信は倫子を将来后がねと踏

んで道長の婿取りに反対したが、母穆子が見込んだ成婚であったことが窺い知られる。三位中将から左京大夫となったばかりの道長と倫子との結婚は永延元年（九八七）十二月十六日のことであった。そして翌永延二年（九八八）には彰子が誕生する。

『紫式部日記』には中宮彰子に近侍する七・八人の女房の中で、大納言の君と呼称されるのが扶義の娘簾子であり、また小少将の君と記され、紫式部と特に親しい中宮女房が、時通の娘であって、おそらく倫子の差配によって信頼できる血縁者が彰子の間近に呼び集められているのであろう。

ところで、兼家の家司であった有国が、道隆時代には冷遇されたが、道長によって復権させたりすること等で父兼家体制の基盤を継承する訳だが、道長が長徳二年（九九六）七月二十日右大臣から左大臣へ転ずる同日、時中は正三位中納言から大納言となり、翌長徳三年（九九七）、右大臣頭光内大臣公季と当面の道長体制が定まると、時中にも按察使が加わり、筆頭大納言となり、中・大納言時代から按察使を兼ねていた（安和三年（九七〇）八月〜天延三年（九七五）一月）父雅信の後を形の上で継ぐことになっていく。しかし、時中は長保三年（一〇〇一）八月按察大納言を辞し、十二月病により薨ずる。一方、雅信四男で大納言の君の養父扶義も、長徳二年（九九六）八月二十八日右大弁から左大弁に転ずるが、長徳四年（九九八）七月二十五日にはやくも卒してしまふ。ただ扶義には『尊卑分脈』に「近江源氏佐々木一流元祖」と付記されるように、その息経頼、成頼兄弟が近江に根を張るようになる。

経頼は、惟憲のあと近江守となったのが、寛仁二年（一〇一八）正月二十七日で、藏人は止められ、左少弁を兼ねていた。それから右中弁を経て、寛仁四年（一〇二〇）十一月二十九日権左中弁に転ずるが、時に近江守で

内蔵頭(注15)でもあった。同年には多額の経費がかかる五節舞姫の殿上分献上者となつて(注16)いる。そして長元三年(一〇三〇)に参議となり、翌年には再び公卿として五節の舞姫を献上している。殿上と公卿と二度にわたって舞姫を献上したのは平惟仲と源経頼だけであつて、経頼は道長の家司ではなかつたが、撰関家に家司並みの奉仕を尽くしたことが窺い知られよう。

こうして経頼は父扶義と同じく弁官ルートを歩み昇進するが、成頼は何故か近江の佐々木荘に住みつき、その子孫が中世源平争乱期に武者として活躍することになって、上記父源扶義に「近江源氏佐々木一流元祖」という肩書が付記されることになる訳である。

経頼のあと治安元年(一〇二二)から近江守となつたのが、前掲した時の息源濟政である。濟政は道長の家司として奉仕していて、その一端は道長の法華三十講に於ける多大な費用を必要とする非時調進で、長和四年(二〇二五)から寛仁二年(二〇一八)まで毎年その名が『御堂関白記』に挙がっている(注18)。その頻度は寛弘年間(注18)の近江守藤原知章に匹敵するものである。もっとも濟政はこの期間讃岐守であつて、近江守であつた藤原惟憲の名が長和五年(一〇二六)五月十八日条と寛仁二年(二〇一八)五月二十二日条にはともに記されている。寛仁二年五月の場合、『小右記』に拠ると、八日の饗膳奉仕は濟政が、十三日は惟憲が担当していることが知られる。こうした撰関家への奉仕が、道長・頼通に評価されて、濟政は万寿二年(二〇二五)十月十九日、近江守重任が裁許されたのであろう。ただ『左経記』(万寿三年(二〇二六)二月二十九日条)に拠れば、「以私物作勢多橋」ことがあつて、その功績が重任の直接理由であつたらしい。

国司重任の例は稀であり、寛弘元年(二〇〇四)、三十講の非時を分担した丹波守高階業遠(注19)や播磨守藤原陳政も、前者が造羅城門功により、また後

者は造常寧・宣耀殿功により各々国守を重任している(注19)。受領が私財をもつて造営事業にあたり、財政難にある国家への貢献寄与を果たす。つまり国司補任を有利にする成功(注20)も撰関家への私的奉仕を前提として機能していたようである。とくに高階業遠は、道長の家司ではなかつたが、『小右記』(寛仁二年(二〇一八)十二月七日条)に「大殿無双者也」とされ、道長の側近で、寛弘五年(二〇〇八)には『紫式部日記』にも記される如く、東宮権亮兼丹波守である業遠が五節舞姫を献上し、その舞姫の介添役に「錦の唐衣」を着せ、それが「闇の夜にも、ものにまぎれず、めづらしう見ゆ」と、豪華さが指摘され、その富裕さを誇示していた。

ともかく源濟政が、信濃、美濃、讃岐、近江、丹波、播磨と国守を歴任できたのも、撰関家への徹底した奉仕の賜物なのだが、濟政や経頼(注21)は、兼家時代の左大臣源雅信の孫たちであつて、道長と倫子との結婚が、血縁者として雅信一統を身内化しながら、道長・頼通時代には忠実な受領層への転換をはかつた結果なのだといえようである。

## II 家司受領源高雅と藤原惟憲

寛弘五年(二〇〇八)九月十一日、土御門第に於いて中宮彰子は、はじめて皇子敦成を産む。盛大な産養を済ませた後、一条天皇の行幸を仰いで、親王宣下を受け、わかかえる邸内は、叙位加階でさらに歓喜は盛り上がったのである。そこで十月十七日には敦成親王家別当となつた中宮大夫右衛門督藤原齊信以下、十一名の家司が定められる。

左近衛中将源朝臣頼定・中宮亮兼近江守源朝臣高雅・右近衛権少将源朝臣濟



政・右近衛少将源朝臣雅通・内蔵権頭藤原朝臣能通・散位藤原朝臣惟風・甲斐守藤原朝臣惟憲・散位藤原朝臣済家・東宮大進藤原朝臣知光・美作守藤原朝臣泰通・筑後権守大江朝臣季周  
(大日本古記録、御堂関白記)

敦成親王家家司たちは道長の信頼すべき家臣たちではほぼ固められているといえよう。前節で検討した源済政はいまだ右近衛権少将であった。そして当時現任の近江守である中宮亮源高雅は、既に九月十三日に三日夜の産養が中宮職の官人が担当するため奉仕して、「紫式部日記」には「近江の守は、おほかたのこともやつかうまつらむ」と記されている。さらに既にたびたび言及した大宰大弐にまで登りつめる藤原惟憲はこの時甲斐守であった。

敦成親王家家司の中ではこの三人が道長・頼通政権下での近江守経歴者であり、高雅は寛弘六年(一〇〇九)八月、病により中宮亮兼近江守を辞し出家し、惟憲は長和二年(一〇一三)十二月二十六日、十二名の申文提出者から選ばれ近江守となった(御堂関白記)。つまり、再任し近江守となった前出藤原知章注(22)の前後が源高雅と藤原惟憲だったということになる。

道長にとって娘彰子に敦成親王が誕生し、翌寛弘六年(一〇〇九)には敦良親王が生まれ、ひと安心するが、定子腹第一皇子敦康親王の処遇に関わる一条天皇の譲位、そして寛弘八年(一〇一三)三条天皇の即位と、外祖父となる後一条天皇(敦成)誕生までにはまだ険しい道のりが続くのである。歎喜に充ちた道長郎にも不安要因はまだまだあり、慎重に事を運ぶ必要があったはずなのである。

源高雅が出家した時、道長は『御堂関白記』に「年来無他心相従者、今有事、歎思不少」(寛弘六年(一〇〇九)八月二十八日条)と記し、忠臣が身

を引いたことを嘆き悲しんでいて、その後任の近江守が知章であり、そしてまた『御堂関白記』寛弘六年(一〇〇九)九月十四日条には、ことさら前々司知章の善状が再任の理由であることを記している。これが道長の意図的な知章の近江守補任だとすれば、注(23)あえて再任を押し切ってまで知章を近江守とする必要があったということなのであるうか。実資によってのちに「貪欲也」(小右記、長元二年(一一二九)九月五日条)と罵倒されるほどの収奪を繰り返し、道長への徹底した奉仕でその名を知られる惟憲は、この時点ではまだ道長に近江守の候補とするまでの信任を得ていなかったということなのであろう。寛弘六年(一〇〇九)は惟憲が甲斐守となって四年目であった。注(24)その惟憲が長保三年(一〇〇二)の因幡守として受領生活のスタートを切ったことを踏まえて、佐藤堅一前掲論考は次のように述べている。

この因幡守在任中に蓄積した富は、寛弘二年の得替による任甲斐守、同四年の「造安殿」による従四位下昇進などに活用されたと思うが、おそらく道長を中心とする撰関家へ彼が接近しはじめたのもこの時期であろう。

寛弘二・三年頃に惟憲は撰関家へ接近し、道長の家司に取り立てられたらしいという想定を可能にする言及で、佐藤氏はなお『御堂関白記』寛弘三年(一〇〇六)十二月三日条の「辛未、於山階寺南京分万僧供令申上、使惟憲朝臣」を指摘し、私用の使者とする「惟憲は家司であることが推定される」とする。たとえそうだとしても、「寛弘二年の得替」(公卿補任)による「任甲斐守」(寛弘三年(一〇〇六)正月二十八日)に至る因幡守としての受領考課にはちょっとした問題があった。

『御堂関白記』寛弘二年(一〇〇五)十二月二十九日条に拠ると、後任の

因幡守橋行平が前司惟憲に解由状を与えずに在ること、任中の因幡国の復興に関して不審の儀が浮上していたからに他ならない。それを道長は「前司申所有道理歟」として、惟憲を擁護し、行平に解由状を出させたのである。<sup>注25)</sup> まずは惟憲が道長の家司でもなければ、道長がこのような配慮をする必要もなからうから、筆者はこの時点での家司の可能性を考えたいのだが、いずれにしても惟憲が道長の家司となるのを寛弘二・三年頃としておくのが穏当なところであろう。

したがって、「年来無他心相従者」であった源高雅亡き後、再任と言えども藤原知章が近江守として適当な人材として道長周辺にあったのであり、惟憲に全幅の信頼を寄せるには至っていなかったとみるべきであろう。前述した道長の法華三十講における非時調進者にしても『御堂関白記』に惟憲の名が記されるのは寛弘八年（一〇一一）を待たなければならなかったのである。

ところで、寛弘年間に於いて内裏女房の中に「近江」を冠称する者が仕えて居た。敦成親王生誕七日目の夜は朝廷主催の産養であるため、藤三位繁子をはじめとする内裏女房たちが道長邸に集ったのである。その中に「近江の命婦」（紫式部日記）と称する女官がいた。また長和二年（一〇一三）のことだが、道長の次女妍子と三条天皇との間に禎子内親王が誕生した時、その乳付役に「近江の内侍」と呼ばれる女房が参上している。『栄花物語』<sup>（巻十一）</sup>は次のように記している。

御乳付には、東宮の御乳母の近江の内侍を召したり。それは御乳母たちあまたさぶらふなかにも、これは殿の上の御乳母子のあまたのなかのその一人なり、大宮の内侍なりけり。  
（小学館新編全集、栄花物語②、一三三頁）

「近江の内侍」は「東宮の御乳母」だというのだから、東宮敦成親王の乳母ということになる。しかし、敦成親王誕生の寛弘五年（一〇〇八）当時、「近江」を冠称する乳母の存在は『紫式部日記』にも記されていないのである。記されているのは「近江の命婦」ばかりであり、もしこの二人が同一人物だとしても、内裏女房の命婦から「大宮」つまり彰子方の内侍となるような経緯が分明でなければならぬだろう。ただここで一つ注意しておく必要があるのは、近江内侍は形式的な乳付役で済まされず禎子に新任の乳母が決まるまで授乳したようなのであり、さらに「東宮まだ御乳きこしめすほど」と『栄花』は記し、六歳にもなった敦成親王が乳を欲しているため急ぎ帰参したというのである。

翻って『紫式部日記』に記される「近江の命婦」が寛弘五年（一〇〇八）当時「近江」を冠称しているから、その夫が近江守であるという必然性はないにしても、また源高雅が寛弘六年（一〇〇九）に近江守を辞したからといって、長和二年（一〇一三）に「近江の内侍」として立ち現われる乳母が、近江守であった高雅と無関係であるとも言え切れまい。むしろ同時に於ける「近江」の冠称は、高雅を介して同一人物の可能性を想定させよう。

というのは、高雅の子に章任<sup>のりとう</sup>がいて、『栄花物語』<sup>（巻二十三）</sup>及び『左経記』「類聚雜例」（長元九年へ一〇三〇五月十七日条）に、後一条天皇崩御に際して素服を賜わる乳母子の中に伊予守章任が記され、また大江匡房『続本朝往生伝』に「但馬守源章任朝臣者、近江守高雅朝臣之第二子也、母從三位藤原基子、後一条院乳母也」（新校群書類従本）とある。「近江の内侍」は、敦成つまり後一条院の乳母であるのだから、章任が乳母子であり、その父が近江守高雅ということ、その呼称が定位すること

になる。すなわち、高雅の妻が「近江の内侍」であり、その実名は、藤原基子であることが明らかとなる訳である。

一方、惟憲の妻もその実名が知られることになる。寛仁元年（二〇一七）の八十島祭に勅使として下向した典侍に関して、『小右記』同年十二月十五日条に「近江守惟憲妻」とし、『左経記』同月十二日条には「今日典侍美子」と記してあるから、近江守惟憲の妻の名が美子であることが明らかとなるのである。さらに『小右記』の翌寛仁二年（二〇一八）四月二十二日条には、次のような記載がある。

典侍藤原□子、当帝御乳母、春宮亮惟憲妻

これを『左経記』と付き合わせると、□の欠字は「美」であることは自明で、「当帝」は後一条天皇であるから、惟憲の妻も高雅の妻と同じく後一条院の乳母であったことになる。そして、惟憲の息憲房も乳母子として章任と同じく前記『栄花物語』『左経記』にその名が見えるのである。

つまり、以上の史料による検討を一応まとめると、高雅の妻が基子であり、惟憲の妻が美子で、両者がともに敦成親王（後一条天皇）の乳母となり、それぞれの子が章任、憲房であるということになる。

ところで、『尊卑分脈』の章任には生母の記載はないが、兄行任に「母修理亮親明女」と注記があり、また憲房にも「母修理亮親明女」ともあって、彼らの母が姉妹か同一人物となってしまう。しかし、『尊卑分脈』の惟憲の女子のひとりには「典侍従二位美子後一条院御乳母」と注されてもいるから、この一件に関する『尊卑分脈』の記載には慎重な配慮が必要となる。

越後守行任に関して『小右記』寛仁三年（二〇一九）十月二十七日条に

「太后御乳母子」とあり、行任母はおそらく彰子の乳母であったことになり、基子の存在を考える限り、章任母とは別人となって、両者は姉妹の関係を想定せざるを得なくなってしまうのである。それは道長三女威子が後一条天皇の中宮に冊立される寛仁二年（二〇一八）十月十六日条の『御堂関白記』に次の如くあるからである。

此暁内御乳母修理・宰相等典侍参入、修理典侍理御髮、宰相典侍奉仕陪膳

威子立後の儀に於いて理髮を奉仕した後一条天皇の乳母の一人が「修理典侍」と記されているので、典侍に「修理」を冠して称されるには前記「母修理亮親明女」を当該者として想到するのが妥当なのである。その場合、章任の母基子を中心に据えて考えをすすめたのが角田文衛氏であり、注(26)憲房の母美子を基準に検証したのが杉崎重遠・新田孝子両氏であったようなのである。注(27)

まず角田氏は、後一条天皇の乳母として基子に「修理典侍」の呼称が存在するには、夫の高雅も息子の章任も修理職に関係しないから、基子を行任の母の姉妹とし、基子も修理亮藤原親明の娘と考え、「早世した姉―行任の母―に代って高雅の後妻となり、章任を産んだものと推断される」としたのである。

一方、強硬な新田氏はその後の経緯に関して憲房の母が美子であり「修理亮親明女」であることを重視し、『続本朝往生伝』のいう源章任母を「基子」とする記載を誤伝とし、抹殺して、以下のように述べる。

源章任は「典侍美子」の前夫高雅の子であり、美子の豪富にあずかったと見てもどうかと思うのである。ともあれ、後一条天皇の乳母（修理典侍基子）

なる女性は実在せず、惟憲室美子の虚像に過ぎない。

確かに杉崎・新田両氏の指摘する如く〈修理典侍基子〉を支える史料の根拠は薄弱であり、典侍美子が富豪な大宰大式惟憲とともに近江三位それから大式三位と名声をほしいままにしてゆく軌跡が〈基子〉を虚像化させるのも当然だと言えよう。その結果、美子の前夫を源高雅、後夫を藤原惟憲とするに到る訳であろう。<sup>注(28)</sup>

そして、新田氏も言及するように、惟憲との再嫁は、敦成親王の乳母に美子(＝基子)が選任された後であり、それゆえ近江守源高雅の妻として〈近江の内侍〉と指呼されたと考えられよう。惟憲が近江守となったのは、長和二年(一〇一三)も暮れの十二月であることに再度注意しておかねばならない。その後、惟憲は寛仁元年(一〇一七)八月九日、春宮亮、さらに寛仁四年(一〇二〇)正月三十日には播磨守となり、ついで治安三年(一〇二三)十二月十五日に大宰大式に任命されたのである(小右記)。

彰子をはじめとして妹たちの妍子・威子・嬉子も土御門第に退出し、それぞれ皇子・皇女の出産をはたし、道長の栄華を育む舞台となった。その南北二町の土御門第に富小路をはさんで、西に隣近するのが、また高雅邸と惟憲邸で、北、土御門大路側が前者であり、南、近衛大路側が後者の邸宅であった。高雅は後年、道長家の御倉町として自邸を献上していたようだから、家司と言えども運命共同体の様相であったといえよう。おそらく高雅亡き後は、未亡人美子を室とするばかりではなく、それを引き継いだのが惟憲ということになる。道長の栄華を内から支えその余慶に浴するだけではなく、長和五年(一〇一六)七月二十一日には災禍とともに受<sup>注(29)</sup>ける。

というより火元は近江守惟憲邸で、盗賊による放火だったのか、折悪しく風にあおられたたたく間に道長の土御門第を類焼し、さらに火は南へと燃えひろがったらしい。この時の状況を『御堂関白記』は以下の如く伝えている。

風吹如拂、二町同数屋一時成灰、先令取出大饗朱器、次文殿文等、後還一条間、申法興院火付、即行向、不遣一屋焼亡、凡従土御門大路至一条北、五百余家焼亡

二条にある故兼家の法興院にまで延焼したようであり、土御門第も全焼したが、とりあえず大饗朱器や文殿の文書類は運び出していたようである。再建の造作始は、同年八月十九日だが、七日条の『御堂関白記』には「土御門四面垣上置板令掃除、行事惟憲・斉等也」とも記してあり、再建の責任者は、当の惟憲であつたらしい。寝殿は一間ごとに諸受領が担当し、<sup>注(30)</sup>「造作過差、万倍往跡」(小右記、寛仁二年(一〇一八)六月二十日条)だから、豪壮な美邸として蘇つたのであろう。さらに実資が「希有之希有事也」としたのは、伊予守源頼光が派手に家具調度類のいっさいを調進したことで、『栄花物語』<sup>(巻十四 あさみどり)</sup>にも記される如く遍く知られるところである。

道長が再築なった土御門第に移ったのは、寛仁二年(一〇一八)六月二十七日のことであったが、『小右記』同日条に「春宮亮惟憲宅、在大殿西隣新造、今夜同時移徙」とあり、惟憲も同夜、道長邸の西隣に新造した自邸に移ったのである。

また後朱雀天皇の御代、長久元年(一〇四〇)九月九日(春記)のことだが、里内裏としていた土御門第に火の手が上がり、内侍所に当てていた西の対が焼亡し、神鏡も灰燼に帰したことで知られる火災があった。時に亡



父惟憲から伝領した憲房邸に天皇は避難するのだが、そこは既に寝殿が女院彰子の御在所として使われ、西の対には東宮親仁親王（後冷泉天皇）が滞在していたという。

このように土御門第が南北二町の邸宅であるにしても、西隣の高雅邸と惟憲邸は、ともに実質的な使用に於いて一体化していたといえよう。長和五年（一〇一六）の火災による再建が既に春宮亮惟憲邸をも里内裏化する意図で、その機能を具備していたのだと憶測したいところである。

それにしても惟憲には悪受領としてのイメージが払拭できないのである。惟憲が治安三年（一〇三三）に大宰大式となるに際しては、道長に一万石、朝廷にも千石を奉献したことを伊予守藤原広業が伝えているし（小右記、同年十一月十八日条）、長元二年（一〇二九）、大式の任を終え帰京する時には、「隨身珍宝不知其数」（小右記、同年七月十一日条）であって、関白頼通に白鹿を献上している。実資は「九国二島物掃底奪取、唐物又同、已似忘恥、近代以富人為賢者」と憤懣やる方ないのである。

道長・頼通に追従し、奉仕に徹する家司受領として公卿にまでなったのは惟憲ただ一人のだが、その奉仕のための蓄財が大略収奪によるところで、大式時代はその管理範囲が九国二島に及んだということである。しかし、大式惟憲はそれだけにとどまらなかった。地の利を活かした宋との密貿易が発覚する。露頭の出端は、『小右記』長元元年（一〇二八）十月十日条に記される、惟憲が藏人所と偽って宋商から唐物を押収したことや、宋商の来航を都に報告しなかったことなどであろうが、それは長元四年（一〇三二）の正月叙位の際に、関白頼通の前で問題化した。この事件は、式部卿敦平親王が申請した王氏爵が、実は前都督藤原惟憲の口入で、それも姓名を偽った宋商周良史であったことで歴然とした訳である。惟憲と良史と

の結託の経緯や真相は、告井幸男氏が詳細に説くところであって、失敗に終わった叙爵の意図も、宋との交易活動に益するとの見解で首肯される。<sup>注(31)</sup>

実資が惟憲を「貪欲之上、不弁首尾之者也、都督之間、所行非法数万云々」（小右記、長元四年（一〇三二）正月十六日条）と、非難し憤慨するのも、その内実は筑前にある実資の代表的所領の一つである高田牧などへの惟憲の圧力を不快とする表れであったと解することも可能で、告井氏は「惟仲以降、隆家・行成・経房など実資と相親と言いうる人々が権帥であったが、ここにきて大式に藤原惟憲が任じられ、高田牧に対して（恐らく過重と言いうる）譴責を加え、京上に不備を生じた」と述べている。<sup>注(32)</sup>

こうした惟憲の常軌を逸した収奪や策謀の背後に道長対実資の図式を想定すると、前記した不可解な再任劇を演じた近江守藤原知章の娘が実資養子資平室となっていたり、兄国章の子景斉・景舒兄弟が実資家人であったりすることからすれば、父兼家以来の小野宮家側の切り崩しで、道長による知章懐柔、そしてまた褒賞の一環とも考えられてくるのだが、<sup>注(33)</sup>それにしても因幡守時代の惟憲が不動穀を隠匿した前例から鑑みても、悪徳受領そのものなのである。

翻って、惟憲の妻美子が、高雅室であったことを思うと、その経緯には些か疑念の余地があり、いみじくも『小右記』がその名を一字欠脱した箇所など意味深長な背景を読みとりたいところであって、基子が美子として復活してくるこの許容性がどこまで考えられるのかわらう。言い換えれば、それは後一条天皇の乳母である近江内侍美子が、例えば時平が国経の若い妻を略奪したことと同次元のことと容認されてくるのかということでもある。しかし、後一条天皇の乳母の夫惟憲が悪名高い受領であったことは歴然とした事実であって、本稿ではこのことを真に受け止めておくこ

とで了としたいのである。

以上、検討してきたように権勢家道長の意によって熟国近江の国守に補任されるのは、多くが道長の近親者や家司受領であって、その利権を前提に撰閥家に対する忠実で旺盛な奉仕が期待される。またその見返りなのであろうか、時に天皇の乳母となるほどの女房と結ばれることもあったのである。道長の二人の家司受領の妻がともに後一条天皇の乳母となっている史料の現況に堪え難い思いではあるが、筆を擱くことにする。

## 注

- (1) 土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、平成4年)。なお『官職秘抄』には「中下国無權守」とし、「近江越前丹波播磨美作備前備中備後周防伊予讃岐為參議兼国」とある。
- (2) 大津透「撰閥期の国家論に向けて―受領功過定覚書―」(『山梨大学教育学部研究報告』39、昭和63年。のち『律令国家支配構造の研究』岩波書店、平成5年)。「この功過定の一層の整備が進められたのは長保、寛弘年間であり、藤原道長、一条天皇の時代に功過定を通じての受領統制が強化されたことがわからう」とする。しかし、寺内浩「撰閥期の受領考課制度」(『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、平成9年。のち『受領制の研究』塙書房、平成16年)は、「撰閥期になると受領人事などに権力者が介入し、受領考課制度が恣意的に運用されるようになる」と述べる。
- (3) 柴田房子「家司受領」(京都女子大学「史窓」28、昭和45年)は、「一般貴族の所領保持は中央権門の庄園体制の一環としての存在しか望みえなかったのである」とも述べている。
- (4) 泉谷康夫「撰閥家家司受領の一考察」(山中裕編『平安時代の歴史と文学 歴史編』吉川弘文館、昭和56年。のち『日本中世社会成立史の研究』高科書店、平成4年)。なお渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造下』(吉川弘文館、昭和45年)は「近江国が早くから大番国となった理由は、京都との距離的關係は勿論ながら、湖をひかえた厨の性格との関連を考慮すべきではないかと想像するが、なお個々の大番領の立地上の分布關係の検討を俟ち、今後の課題としなければならぬ」としていた。さらに近時、佐藤全敏『平成時代の天皇と官僚制』(東京大学出版会、平成20年)「古代天皇の食事と贄」は、十世紀以降の「日次系の贄は、収取対象地域を御食国中心から畿内・近江へと移行させた」と述べる。さらに付言すれば、『更級日記』に近江土着の豪族である息長おきなが氏の邸宅に宿泊したことが記されている。筑摩御厨として知られる。
- (5) 「付論2 近江と古代国家―近江の開発をめぐる―」
- (6) 山本信吉「撰閥政治史論考」(吉川弘文館、平成15年)「撰政藤原兼家と左大臣源雅信・右大臣藤原為光」
- (7) 阪口玄章「蜻蛉日記人物考」(『国語と国文学』昭和7年6月)
- (8) 拙稿「大宰大式・権帥について」(『学苑』785、平成18年3月)
- (9) 天曆三年(九四九)雅信は三十歳である。なお応和二年(九六二)からは弟重信が近江権守となり、応和三年(九六三)には雅信は播磨権守となる。
- (10) 源時中の異例の昇進については、山中裕『平安人物志』(東京大学出版会、昭和49年)第三章「藤原兼家」に指摘がある。
- (11) 前掲書「撰政藤原兼家と弁官」
- (12) 吉海直人「親類の女房」攷―乳母に比肩する女房―(『日本文学』平成12年3月)では、乳母子に匹敵する主従の親密さから、良清を源氏の親類と想定している。なお少女巻引用文は五節舞姫献上時のもので、受領の五節舞姫献上については後述する。
- (13) 朝忠は天慶九年(九四六)に近江守となる(公卿補任・三十六人歌仙伝)。つまり公忠の後任となる訳で、雅信の執拗な近江守歴任者の娘との婚姻なの

か、それとも単なる偶然なのであろうか。

- (14) 大納言の君と小少将の君の父親に関しては諸説あって、それらを踏まえて検討する安藤重和「大納言の君・小少将の君をめぐって―紫式部日記人物考証―」(『中古文学』63、平成11年5月)もある。安藤説は大納言の君と小少将の君は姉妹で、実父は時通だが、二人とも扶義の養女となったとする。内蔵寮は皇室内廷経済を担当管理するが、その頭に富裕な受領を補任し、私的財力を当てにする場合がある。森田悌『受領』(教育社、昭和53年)は長和三年(一〇一四)ころ内蔵頭であった源頼光の例を挙げる。
- (15) 寺内浩前掲『受領制の研究』「受領の私富と国家財政」は、十世紀末を受領の私富拡大の画期として、道長が受領の人事権を掌握し、家司や側近を受領とし、築いた私富を経済的奉仕にまわさせたことを力説し、その例証として延喜から長元までの五節舞姫の献上者を表にして挙げる。
- (17) 三上啓子「五節舞姫献上者たち―枕草子・源氏物語の背景―」(『国語国文』802、平成13年6月)
- (18) 山本信吉前掲書「法華八講と道長の三十講」には、三十講の非時調進者が表にしてまとめられている。
- (19) 『日本紀略』寛弘元年(一〇〇四)閏九月五日条、『小右記』寛弘二年(一〇〇五)十二月二十一日条。なお陳政は『権記』(長保二年(一〇〇〇)正月二十二日条)に拠ると、「拜任近江、其外国非敢所望」と、近江守への補任を熱望していた。
- (20) 佐藤堅一「封建的主従制の原流に関する一議論―撰関家家司について―」(安田元久編『初期封建制の研究』吉川弘文館、昭和39年)は、道長の家司として藤原惟憲・公則・泰通・惟風・保昌・済家・季通・資頼・方正・能通、源高雅・済政、平重義、橘為義、菅原為職・典雅、多米国平、但波奉親、甘南備保資、多治比守忠を挙げている。
- (21) 済政の息藏人兵衛佐資通は、斎宮嬪子女王(具平親王女)の裳着のため、
- 後一条天皇の勅使として万寿二年(一〇二五)十一月二十日に伊勢へ遣わされる。その時『左経記』(経頼卿記)に拠れば、経頼が斎宮の装束を調達している。勅使資通の伊勢下向は『更級日記』にも書きとめられている。
- (22) 前掲佐藤堅一論考には知章は道長家司に挙げられないが、『小右記』長和元年(一〇二二)五月二十四日条に「相府家司知章」とある。ただいつの時点で家司となったのかは明示できない。
- (23) 『御堂関白記』の同条は「除目儀了如<sub>レ</sub>常、闕国近江・伊勢也、近江以<sub>二</sub>知章<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>任、是有<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>内……」とある。これに関し泉谷康夫前掲論考は「知章を補任したことについての弁護であるとも受取れるこの記述は、道長が知章の補任を強く求め、その結果近江守知章が実現したことを示しているように思われる」と述べる。
- (24) 長和五年(一〇二六)のことだが、死闘にともなう長門守の小除目に於いて、道長は数ヵ月前に肥前守に任ぜられたばかりの高階業敏を当てている(小右記同年四月二十八日条)。
- (25) この一件に関して寛弘二年(一〇〇五)四月十四日の日付をもつ「平松文書」の記録から説き起こし平易に真相を究明する繁田信一『王朝貴族の悪だくみ―清少納言、危機一髪』(柏書房、平成19年)がある。なお『御堂関白記』寛弘三年(一〇〇六)正月六日条の記事に拠れば、両者の間に八千石もの「不動穀」(備蓄米)に関して依然問題がくすぶっている。
- (26) 角田文衛『王朝の明暗』(東京堂出版、昭和52年)「後一条天皇の乳母たち」。なお出家後も高雅は基子と性交渉をもち、子を儲けたとする見解も以下の二者と異なる。
- (27) 杉崎重遠『王朝歌人伝の研究』(新典社、昭和61年)「後一条天皇の御乳母大式三位」。新田孝子『栄花物語の乳母の系譜』(風間書房、平成15年)「乳母「近江の内侍」」。
- (28) 新田孝子前掲書に「敦成親王の乳母一覧表」(五一六頁)がある。なお拙稿

- 『栄花物語』の記憶―三条天皇の時代を中心として―（山中裕・久下裕利編『栄花物語の新研究―歴史と物語を考える』新典社、平成19年）では、新田氏のこの結論を採用して論じた。但し論中、惟憲と美子との結婚を道長の指示によるとしたことは早計であったかもしれない。
- (29) 以下に指摘する炎上と再建は、隴谷寿『平安貴族と邸第』（吉川弘文館、平成12年）「藤原道長の土御門殿」に詳しい。
- (30) 『源氏物語』滯標巻にも光源氏が二条東院の造営に際して、「よしある受領などを選びて、あてあてに催し給ふ」とあるから、権力者が受領を私的造営に手配するのは常道であったのだろう。
- (31) 告井幸男『撰関期貴族社会の研究』（塙書房、平成17年）「王氏爵事件―撰関期の京と西国―」
- (32) 告井幸男前掲書「実資家の所領」。なお河添房江『源氏物語時空論』（東京大学出版会、平成17年）「紫式部の国際意識」に於いても実資の唐物への執着に絡ませ、この『小右記』の記述を私怨とする。
- (33) 藤原知章は、道長男教通と藤原公任女の婚礼の仲人となっている（御堂関白記、長和元年（一〇二二）四月二十七日条）。

（くげ ひるとし 文化創造学科）